

吹田市立小規模保育施設条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第7項に規定する小規模保育を行う施設（以下「小規模保育施設」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（小規模保育施設の設置）

第2条 小規模保育施設として、吹田市立いずみ小規模園を吹田市泉町2丁目11番43号に設置する。

（小規模保育施設の定員）

第3条 小規模保育施設の定員は、19人とする。

2 市長は、小規模保育施設における保育を緊急に必要とする児童がある場合その他のやむを得ない事情がある場合においては、定員を超えて入所させることができる。

（小規模保育施設の保育料）

第4条 小規模保育施設を利用する児童の保護者は、子ども・子育て支援法第29条第3項第1号又は第30条第2項第1号若しくは第3号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内の保育料を納付しなければならない。

2 前項の規定による保育料のほか、次の各号に掲げる時間帯の保育を受ける児童の保護者は、当該各号に掲げるそれぞれの時間帯について、1回につき200円（あらかじめ1月を通じて当該保育を受けることを認められた場合は、1月につき2,600円）を超えない範囲内において規則で定める額の保育料を納付しなければならない。

- (1) 午前7時から午前7時30分まで
- (2) 午前7時30分から午前9時まで
- (3) 午後5時から午後6時30分まで
- (4) 午後6時30分から午後7時まで

3 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる時間帯に係る保育料及び同項第3号に掲げる時間帯に係る保育料の額の合計額は、当該児童に係る利用者負担額（子ども・子育て支援法第29条第3項第2号又は第30条第2項第1号の規定により当該世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額をいう。以下同じ。）と当該児童が午前7時30分から午後6時30分までの時間帯の保育を受けた場合の利用者負担額との差額に相当する額を限度とする。

4 小規模保育施設の保育料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。